

臨時職員の任用等に関する規則

（昭和54年 4月 2日規則第1号）
改正昭和59年 2月28日規則第1号
改正昭和60年 4月 1日規則第2号
改正平成元年 3月30日規則第1号
改正平成 3年 3月28日規則第2号
改正平成16年 3月25日規則第1号
改正令和 2年 3月24日規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、組織等に関する規程第6条（臨時又は非常勤の職員の種類及び職）の規定に基づき、臨時的任用職員の任用、給与及び身分取扱い等について定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 臨時的任用職員とは、臨時の職に任用された事務又は技術の補助職員をいう。

（任用）

第3条 臨時的任用職員の任用は、地方公務員法（以下「法」という。）の規定に基づくものとする。

2 臨時的任用職員の任用にあたっては、臨時的任用職員伺（別記第1号様式）により処理する。

3 任用にあたっては、臨時職員任用通知書（別記第2号様式）を交付する。

（給与）

第4条 賃金は日額とし、企業長が定める額とする。

2 臨時的任用職員が、勤務しなかった場合は、企業長の承認があった場合を除くほか、その期間について賃金を支給しない。

3 臨時的任用職員が所定の勤務時間をこえて勤務した場合は、労働基準法第37条の規定により割増賃金を支給する。

4 臨時的任用職員には、6月及び12月に特別賃金として予算の範囲内で企業長が定める額を支給することができる。

5 臨時的任用職員が企業職員の手当に関する規程第25条（通勤手当）に該当するときは、企業長の定める通勤手当を支給することができる。

6 賃金の支給日、支給方法その他については、正規職員の例による。

7 臨時的任用職員には、公務の執行上必要があると認めるときは、企業職員の被服等の貸与に関する規程（昭和59年規程第1号）を準用し、被服を貸与することができる。

（旅費）

第5条 旅費は、企業職員の旅費に関する規程の定めるところにより支給する。ただし、同規程別表第1の区分は最下級とする。

（服務）

第6条 臨時的任用職員の服務については、職員の服務に関する規程を準用する。

2 年次有給休暇については、労働基準法第39条の規定を準用する。

（公務災害補償）

第7条 臨時的任用職員の公務災害に対処するため、企業長は、労働者災害補償保険に加入しなければならない。

（分限及び懲戒）

第8条 臨時的任用職員については、法第27条第2項及び第28条第1項から第3項までの規定は適用されない。

2 臨時的任用職員の解雇（本人の責に帰すべき事由による場合、任用期間満了による場合及び本人の意に基づく退職は含まれない。）については、労働基準法第20条及び第21条の規定が適用される。

3 臨時的任用職員の懲戒については、正規職員の例に準ずる。

第2章 人事（臨時職員の任用等に関する規則）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、貸与した被服については、この規則の定めるところにより貸与したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月28日規則第2号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

年 月 日 起 案					臨時的職員任用（期間更新）伺					
決 裁						合 議				
処 置 ☐ 承認 ☐ 不承認 てん末					任 用 事 項					
					氏 名		金 額		期 間	
従 事 する 職 務 の 内 容					要 求 人 員		人			
					任 用 及 び 更新の期間		年 月 日から 年 月 日まで			
					支 出 科 目		条予算 款 項 目			
要求される 資格技能等					予 算 残 額		円			
					所 要 額		円			
					差引予算残額		円			
要 求 理 由 そ の 他										

- ※1 要求にあたっては、職員の協力を得て処理することができないかどうかを十分に協議すること。
- 2 要求理由は、必要となった理由をわかりやすく書くこと。
- 3 予算所要額には、すでに任用中の者がいれば、その分も含めて記入すること。
- 4 添付書類には、次のものを必要とする。
履歴書（写真添付）、健康診断書、成績証明書（必要と認めた場合）

第2号様式

臨時職員任用通知書

区 分	発 令 事 項
氏 名	
日 給 額	円
任 用 形 式	期 間 雇 よ う と す る
雇 用 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
勤 務 場 所	当 企 業 団 事 務 局
勤 務 内 容	事 務 補 助
その他の雇よう条件	1. 雇よう期間満了の際は、辞令を用いないで 当然退職とする。 2. 服務については、臨時職員の任用等に関する規則第6条の規定による。
上 記 に よ り 任 用 す る。 年 月 日 北空知広域水道企業団 企業長 深川市長	